

役員等報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人うら梅の郷福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人うら梅の郷福祉会の法人業務に伴う役員等に対する報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて「役員等」という。

(業務の種類)

第3条 報酬及び費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところとする。

- ①評議員会
- ②理事会
- ③監事による定期または臨時監査
- ④役員研修会及び他の施設の視察業務
- ⑤その他理事長が必要と認めた業務

(報酬及び費用弁償)

第4条 前条第1号から第3号の業務に従事した場合は、日額として次の額を支給する。

業 務	日 額
評議員会及び理事会	5,000円
監事による定期又は臨時監査	7,000円

2 前条第4号から第5号までの業務については、その業務に要した時間により、日額として次の額を支給する。

業務に要した時間	日 額
4時間未満	5,000円
4時間から8時間未満	7,000円
8時間以上	10,000円

3 1日に重複して複数の業務を行うときは、複数の業務に要した合計の時間により、前項の日額を支給する。

4 前条の業務について、旅行を必要とする場合は、費用弁償として、施設職員の「旅費規程」を準用する。

(適用除外)

第5条 施設職員である法人の役員に対しては、前条第1号から第3号までの規程は、適用しない。

附 則

この規程は、令和元年12月7日から施行する。